



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(保育課)..... 2
- 児童ホーム設置条例の一部を改正する条例(学校教育課)..... 3

訓令

- 大和高田市庁舎整備庁内検討委員会設置要綱を廃止する訓令(庁舎建設室)..... 4

告示

- 放置自転車等の移動・保管(生活安全課)..... 4
- 都市計画法に基づく大和都市計画公共下水道の変更に係る図書の縦覧(都市計画課)..... 5
- 公示送達(保険医療課)..... 6
- 引取りのない放置自転車等の処分(生活安全課)..... 6
- 平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)等の要領の公表(財政課)..... 6
- 公示送達(収納対策室)..... 13
- 公示送達()..... 13
- 公示送達()..... 14

公告

- 農用地利用集積計画の縦覧(産業振興課)..... 14
- 公売公告兼見積価額公告(収納対策室)..... 14
- 公売公告兼見積価額公告()..... 16
- 大和高田市立病院医療費自動精算機購入に関する条件付き一般競争入札公告(市立病院医事課)..... 18
- サーバ等機器一式のリース契約に係る納入業者決定に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)..... 21

教育委員会

- 児童ホーム設置条例施行規則の一部を改正する規則(教育総務課)..... 23
- 教育委員会9月定例委員会の招集()..... 24
- 大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示()..... 24

選挙管理委員会

- 大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等(選挙管理委員会)..... 25
- 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程()..... 25
- 選挙管理委員会の招集()..... 29

監査委員

- 平成29年度出資団体の監査の実施結果(監査委員)..... 30

農業委員会

- 農業委員会9月定例委員会の招集(農業委員会)..... 31
- 農業委員会10月定例委員会の招集()..... 31

公営企業

- 水道事業指定給水装置工事事業者の指定(水道総務課).....32
- 水道事業指定給水装置工事事業者の指定(〃).....32
- 水道事業指定給水装置工事事業者の指定(〃).....32

公布された条例のあらまし

◇大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 理由

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、従うべき基準である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

- ① 保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)の確保が著しく困難であると認める家庭的保育事業者等において、一定の条件を満たす場合は、連携施設に代えて連携協力を行う者による代替保育の提供ができるときは、家庭的保育事業等を実施することができるものとします。(第6条関係)
- ② 利用乳幼児に食事提供するための搬入施設として、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち市が適当と認める施設を追加します。(第16条関係)
- ③ 平成27年4月1日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等について、食事の提供のための調理施設の設置及び調理員の配置に関する基準を適用することを同日から起算して10年間延長します。(附則第2条関係)

3 施行期日

公布の日

◇児童ホーム設置条例の一部を改正する条例

1 理由

入所児童が増加している児童ホームを分割するため、所要の改正を行うものです。

2 内容

片塩及び菅原校区に設置する児童ホームについて、それぞれ2つに分割します。(第2条関係)

3 施行期日

平成30年10月1日

条 例

条例第26号

大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月20日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)
の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「並びに第17条第1項から第3項まで」を「、第17条第1項から

第3項まで並びに附則第3条」に改め、同条第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限り。)

附則第2条中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第27号

児童ホーム設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月20日

大和高田市長 吉田 誠克

児童ホーム設置条例の一部を改正する条例

児童ホーム設置条例(平成13年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

片塩児童ホーム	大和高田市旭北町421番地
---------	---------------

」を

「

片塩第1児童ホーム	大和高田市旭北町421番地
片塩第2児童ホーム	大和高田市旭北町396番地

」に、

「

菅原児童ホーム	大和高田市大字吉井358番地
---------	----------------

」を

「

菅原第1児童ホーム	大和高田市大字吉井358番地
菅原第2児童ホーム	大和高田市大字吉井358番地

」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

訓 令

訓令第7号

大和高田市庁舎整備庁内検討委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成30年9月7日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市庁舎整備庁内検討委員会設置要綱を廃止する訓令
大和高田市庁舎整備庁内検討委員会設置要綱（平成25年訓令第10号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第98号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年9月3日

大和高田市長 吉田 誠克

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車

		車		車		車		車		車
平成30年8月2日	2									
平成30年8月7日	2									
平成30年8月8日	1									
平成30年8月10日	1									
平成30年8月14日	6									
平成30年8月20日	1		3							
平成30年8月21日	1									
平成30年8月22日	1		1							
平成30年8月27日			3							
平成30年8月29日	2		3							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成30年8月3日	道路	大和高田市大東町地内	1	
平成30年8月10日	道路	大和高田市永和町地内	1	
平成30年8月27日	道路	大和高田市永和町地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴取します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴取する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年9月13日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 都市計画の種類及び名称

名称 大和都市計画下水道 大和高田市流域関連公共下水道

2. 都市計画を定める土地の区域

昭和54年1月大和高田市告示第1号、平成元年9月大和高田市告示第39号、平成6年1月大和高田市告示第7号、平成16年9月告示第91号及び平成23年2月28日告示第19号の都市

計画を定める区域に大和高田市大字池田、大字市場、大字岡崎、大字根成柿、大字大谷及び大字野口地内の各一部を加える。

3. 都市計画の縦覧場所

大和高田市 上下水道部 下水道課

告示第101号

平成30年度国民健康保険税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年9月13日

大和高田市長 吉田 誠克

1. この納入通知書の発送年月日

平成30年7月9日

2. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第102号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成30年9月18日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成30年12月3日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年6月1日から平成30年6月30日までの間

告示第103号

平成30年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成30年9月20日

大和高田市長 吉田 誠克

1 平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)

2 平成30年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

3 平成30年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)

- 4 平成30年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
 5 平成30年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
 6 平成30年度大和高田市病院事業会計補正予算(第1号)

平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)

平成30年度大和高田市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,033,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,426,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金		4,246,484	7,808	4,254,292
	2. 国庫補助金	199,636	7,808	207,444
14. 県支出金		1,510,361	300	1,510,661
	3. 県委託金	108,948	300	109,248
16. 寄附金		10,081	390	10,471
	1. 寄附金	10,081	390	10,471
17. 繰入金		69,541	107,600	177,141
	1. 基金繰入金	69,541	107,600	177,141
18. 繰越金		323,458	873,002	1,196,460
	1. 繰越金	323,458	873,002	1,196,460
20. 市債		1,666,200	43,900	1,710,100
	1. 市債	1,666,200	43,900	1,710,100
補正されなかった科目に係る額		16,567,075	0	16,567,075
歳入合計		24,393,200	1,033,000	25,426,200

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,251,473	867,114	3,118,587
	1. 総務管理費	1,771,032	855,578	2,626,610
	2. 徴税費	287,312	885	288,197
	3. 戸籍住民基本台帳費	111,269	6,308	117,577
	5. 統計調査費	14,613	4,343	18,956
3. 民生費		10,984,566	19,806	11,004,372
	1. 社会福祉費	4,988,515	5,546	4,994,061
	2. 児童福祉費	3,162,910	14,260	3,177,170
4. 衛生費		2,794,462	12,490	2,806,952
	1. 保健衛生費	1,018,002	12,490	1,030,492
6. 農林水産業費		297,210	6,380	303,590
	1. 農業費	297,210	6,380	303,590
8. 土木費		1,655,077	54,492	1,709,569
	1. 土木管理費	120,121	3,000	123,121
	2. 道路橋りょう費	168,220	7,140	175,360
	4. 都市計画費	1,192,678	38,572	1,231,250
	5. 住宅費	148,926	5,780	154,706
10. 教育費		2,650,344	72,718	2,723,062
	2. 小学校費	491,436	51,038	542,474
	3. 中学校費	158,066	10,500	168,566
	5. 幼稚園費	212,904	0	212,904
	6. 社会教育費	398,450	9,970	408,420
	7. 保健体育費	555,145	1,210	556,355
	補正されなかった科目に係る額		3,760,068	0
歳出合計		24,393,200	1,033,000	25,426,200

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校空調設備整備事業	千円 8,800	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
中学校空調設備整備事業	4,600	〃	〃	〃
計	13,400			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校校舎除却事業	千円 165,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 195,800	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

平成30年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ531,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,110,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		595,947	492	596,439
	1. 一般会計繰入金	595,946	492	596,438
10. 繰越金		0	531,199	531,199
	1. 繰越金	0	531,199	531,199
補正されなかった科目に係る額		6,982,853	0	6,982,853
歳入合計		7,578,800	531,691	8,110,491

「第10款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		121,390	492	121,882
	2. 徴税費	17,177	492	17,669
9. 基金積立金		22	390,000	390,022
	1. 基金積立金	22	390,000	390,022
11. 諸支出金		8,065	141,199	149,264
	1. 償還金及び還付加算金	7,500	141,199	148,699
補正されなかった科目に係る額		7,449,323	0	7,449,323
歳出合計		7,578,800	531,691	8,110,491

平成30年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)

平成30年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.繰入金		12,045	1,300	13,345
	3.一般会計繰入金	0	1,300	1,300
補正されなかった科目に係る額		124,955	0	124,955
歳入合計		137,000	1,300	138,300

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.総務費		68,345	1,300	69,645
	1.施設管理費	68,106	1,300	69,406
補正されなかった科目に係る額		68,655	0	68,655
歳出合計		137,000	1,300	138,300

平成30年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,882千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,303,382千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7.繰入金		989,883	1,188	991,071
	1.一般会計繰入金	895,513	1,188	896,701
8.繰越金		0	161,710	161,710
	1.繰越金	0	161,710	161,710
9.諸収入		20,613	4,984	25,597
	3.雑入	20,543	4,984	25,527
補正されなかった科目に係る額		5,125,004	0	5,125,004
歳入合計		6,135,500	167,882	6,303,382

「第8款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		128,916	1,188	130,104
	3. 介護認定審査会費	46,796	1,188	47,984
5. 基金積立金		158,296	131,189	289,485
	1. 基金積立金	158,296	131,189	289,485
7. 諸支出金		2,356	35,505	37,861
	1. 償還金及び還付加算金	2,356	35,505	37,861
補正されなかった科目に係る額		5,845,932	0	5,845,932
歳出合計		6,135,500	167,882	6,303,382

平成30年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,078千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ816,078千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		0	2,078	2,078
	1. 繰越金	0	2,078	2,078
補正されなかった科目に係る額		814,000	0	814,000
歳入合計		814,000	2,078	816,078

「第4款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		763,897	2,078	765,975
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	763,897	2,078	765,975
補正されなかった科目に係る額		50,103	0	50,103
歳出合計		814,000	2,078	816,078

平成30年度大和高田市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成30年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決業務の予定量)	(補正業務の予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
設備改良費	1千円	6,545千円	6,546千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	7,545,143千円	3,922千円	7,549,065千円
第2項 医業外収益	369,817千円	3,922千円	373,739千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「421,759千円」を「428,304千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「8,696千円」を「9,181千円」に、当年度分損益勘定留保資金「213,576千円」を「219,636千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款 資本的支出	731,762千円	6,545千円	738,307千円
第1項 建設改良費	122,410千円	6,545千円	128,955千円

告示第104号

平成30年度軽自動車税全期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年9月21日

大和高田市長 吉田 誠克

1 この通知の発送年月日

平成30年6月27日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第105号

平成30年度固定資産税・都市計画税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年9月21日

大和高田市長 吉田 誠克

1 この通知の発送年月日

平成30年6月1日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場に掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第106号

平成30年度市県民税第1期分の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年9月21日

大和高田市長 吉田 誠克

1 この通知の発送年月日

平成30年7月31日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場に掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第67号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年9月10日

大和高田市長 吉田 誠克

公告第68号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

平成30年9月25日

大和高田市長 吉田 誠克

1	公売財産の内容	別紙付表のとおり		
2	公売の方法	入札		
3	公売日時	平成30年11月6日 午前10時00分から		
	入札	平成30年11月6日 午前10時40分から午前11時00分まで		
	開札	平成30年11月6日 午前11時00分		
4	公売場所	橿原市常盤町605番地の5 奈良県橿原総合庁舎 1階 会議室		
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり		
6	公売保証金納付期限	平成30年11月6日 午前10時00分から午後10時30分まで		
7	売却決定	日時	平成30年11月13日 午前10時00分	場所 大和高田市収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	平成30年11月13日 午前11時30分（ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。）	
9	買受人についての資格その他の要件	別紙「公売における注意事項」のとおり		
10	その他	<p>1. 午前10時までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。</p> <p>2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>3. 次順位買受制度の適用があります。</p> <p>4. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。</p> <p>5. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>6. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。</p> <p>7. 公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ（http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html）で閲覧いただけます。</p>		
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>				
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101（内線236）</p>				

公売公告付表

売却区分番号	大和高田市-1	見積価額	526,000円
		公売保証金	60,000円

<p>公売財産の表示</p>	<p>(土地の表示) 所在 奈良県大和高田市甘田町 地番 662番17 地目 宅地 地積 46.82㎡ (一棟の建物の表示) 所在 奈良県大和高田市甘田町 662番地14、662番地15、662番地16、662番地17 構造 木造セメント瓦葺平家建 床面積 141.66㎡ (専有部分の建物の表示) 家屋番号 甘田町 662番14の4 種類 居宅 構造 木造セメント瓦葺平家建 床面積 33.79㎡ 以上登記簿による表示</p>
<p>公売財産の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄南大阪線 高田市駅から南へ約0.8kmの宅地。 ・当該物件は、所有者本人から中井ハウジング宅地建物取引業者に無償貸出中であるが、双方とも当物件の公売には承諾している。 ・対象物件の家屋は長屋4件の西の端。土地は4筆に分筆されているうちの一つ。 ・西側に敷地内道路1.4m幅の進入道路有り、家の入口は北側 ・物件について内部の調査は行っていないが、外観から居住用とするには修繕が必要と考えられる。 ・当該物件は、公道に接していない。
<p>利用状況・法的規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 第一種住居地域 ・建ぺい率（指定） 60% ・容積率（指定） 200%
<p>その他 公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 ・公売物件内の動産類の撤去、カギの受渡し等は、所有者と協議してください。

公告第69号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

平成30年9月25日

大和高田市長 吉田 誠克

<p>1</p>	<p>公売財産の内容</p>	<p>別紙付表のとおり</p>
<p>2</p>	<p>公売の方法</p>	<p>入 札</p>
<p>3</p>	<p>公売日時</p>	<p>平成30年11月6日 午前10時00分から</p>
	<p>入札</p>	<p>平成30年11月6日 午前10時40分から午前11時00分まで</p>

	開札	平成30年11月6日 午前11時00分		
4	公売場所	橿原市常盤町605番地の5 奈良県橿原総合庁舎 1階 会議室		
5	公売保証金 及び見積価額	別紙付表のとおり		
6	公売保証金 納付期限	平成30年11月6日 午前10時00分から午後10時30分まで		
7	売却決定	日時	平成30年11月13日 午前 10時00分	場所 大和高田市収納 対策室
8	買受代金納付期限	日時	平成30年11月13日 午前11時30分(ただし、地方 税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基 づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。)	
9	買受人についての 資格その他の要件	別紙「公売における注意事項」のとおり		
10	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 午前10時までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 5. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 6. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 7. 公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html)で ご覧いただけます。 		
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>				
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線236)</p>				

公売公告付表

売却区分 番号	大和高田市-2	見積価額	1,400,000円
		公売保証金	140,000円

<p>公売財産の表示</p>	<p>(土地の表示) 所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 地番 142番5 地目 宅地 地積 58.07㎡ (主である建物の表示) 所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 142番地5 家屋番号 142番5 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階34.76㎡ 2階31.27㎡ 以上登記簿による表示</p>
<p>公売財産の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄南大阪線 浮孔駅から西へ約0.6km、近鉄南大阪線 高田市駅より南東へ約1.7km(徒歩約20分) ・家屋内部の調査はしていないため、存置物があるかは不明。 ・今回の公売は、それぞれの共有土地所有権(持分2分の1ずつ)と建物を一緒に出品する形になります。
<p>利用状況・法的規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種住居区域 ・建ぺい率(指定) 60% ・容積率(指定) 200% ・高度地区 15m
<p>その他 公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 ・公売財産の家のカギは、本人・市役所とも所有していません。 ・公売物件内の動産類については、所有者から口頭で撤去の承認を得ています。

公告第70号

入札公告(再度公告)

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年9月25日

大和高田市長 吉田 誠克

<p>1 件名</p>	<p>大和高田市立病院医療費自動精算機購入</p>
<p>2 履行場所</p>	<p>大和高田市立病院</p>
<p>3 履行期限</p>	<p>平成31年1月28日(月)まで</p>
<p>4 履行内容</p>	<p>入札説明書のとおり</p>
<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとします。 (1)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (3)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)</p>

	<p>に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(5) 国内の病床数200床以上の病院で医療費自動精算機導入の受託実績（平成25年10月1日～平成30年9月30日の間で3件以上導入した実績）を有する者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載（ダウンロード可能）しています。</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 5（4）に係る暴力団排除に関する誓約書。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市立病院ホームページに掲載しています。</p> <p>イ) 5（5）については実績を証明できる書類又は契約書の写しの提出（病院名の一覧のみの記載は不可）</p> <p>ウ) 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>エ) 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>上記ウ）、エ）は、平成30年度大和高田市競争入札参加資格者名簿又は大和高田市立病院競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成30年9月25日（火）から平成30年10月3日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市礪野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年10月16日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）等の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。 仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載しま</p>

	<p>す。 本入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得すること。（ホームページアドレス http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp/）</p> <p>(1) 掲載期間 平成30年9月25日（火）から平成30年10月3日（水）まで</p> <p>(2) 問い合わせ先 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課 TEL：0745-53-2901 FAX：0745-53-2908</p>
<p>9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAX又はメールで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成30年9月25日（火）から平成30年10月5日（金）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市立病院 医事課 FAX 0745-53-2908 Mail iji@ym-hp.yamatotakada.nara.jp</p> <p>(4) 回答方法及び期日 回答は、FAX又はメールによるものとし、平成30年10月9日（火）午後5時までとします。また、回答は原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年10月23日（火）入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 市立病院医事課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>13 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

14 開札の日時等	入札の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 平成30年10月24日（水）午後1時30分 （2）場所 大和高田市立病院 西館 地域医療室（第3研究室）
15 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	設定しません。
18 開札結果等の公表	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、大和高田市立病院医事課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市立病院ホームページで公表します。
19 その他	（1）個人による申請は受け付けません。 （2）大和高田市入札者心得に準拠する。 （3）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第71号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年9月27日

大和高田市長 吉田 誠克

1 件名	サーバ等機器一式のリース契約に係る納入業者決定 以下2案件 ① 大和高田市地理情報システム(GIS)サーバ等機器一式 ② 大和高田市土地家屋台帳履歴管理システムサーバ等機器一式
2 契約期間	①納入期限：平成31年1月7日 リース期間：平成31年2月1日から平成36年1月31日まで ②納入期限：平成31年1月15日 リース期間：平成31年2月1日から平成36年1月31日まで
3 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
4 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （3）入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （4）（1）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

	<p>(5) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務提供（電算業務）」に登録している者であること。</p> <p>(6) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p>
<p>5 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 平成30年9月28日（金）から平成30年10月9日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 郵送の場合、平成30年10月5日（金）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>6 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年10月10日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>7 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成30年10月15日（月）午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年10月16日（火）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>

8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年10月18日(木)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
9 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
10 入札保証金	<p>免除します。</p>
11 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年10月19日(金) 午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
12 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
13 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
14 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

教育委員会

教育委員会規則第2号

児童ホーム設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年9月27日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

児童ホーム設置条例施行規則の一部を改正する規則

児童ホーム設置条例施行規則(平成13年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項の表中

「

片塩児童ホーム	40人
---------	-----

」を

「

片塩第1児童ホーム	40人
片塩第2児童ホーム	40人

」に、

「

浮孔児童ホーム	50人
---------	-----

」を

「

浮孔児童ホーム	100人
---------	------

」に、

「

菅原児童ホーム	40人
---------	-----

」を

「

菅原第1児童ホーム	40人
菅原第2児童ホーム	40人

」に改め、同条

第2項中「前項の規定にかかわらず、」の次に「教育委員会は、」を加え、「あり、大和高田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要な措置を講じることができる場合には」を「あった場合において、施設の整備、放課後児童支援員の確保その他の必要な措置を講じることができるときは」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

教育委員会告示第14号

大和高田市教育委員会9月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成30年9月18日

大和高田市教育委員会 教育長 早川 博

記

日 時 平成30年9月27日(木)午後3時00分～

場 所 さざんかホール 4階 会議室

議 案 第1号 大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示(案)について

第2号 児童ホーム設置条例施行規則の一部を改正する規則(案)について

第3号 後援願いについて

第4号 その他

教育委員会告示第15号

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年9月27日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第5号)の一部

を次のように改正する。

別表中「6,200円」を「6,400円」に、「790円」を「820円」に改める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第13号

平成30年9月3日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年9月3日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

3分の1の数	18,950 人
6分の1の数	9,475 人
50分の1の数	1,137 人

選挙管理委員会告示第14号

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程を次のように定める。

平成30年9月3日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成30年条例第1号。以下「条例」という。)の施行について、選挙運動用ビラ(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第142条第1項第6号のビラをいう。以下同じ。)の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第2条 条例第2条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条に規定する有償契約を締結した場合は、速やかに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合は、立候補の届出後速やかに)ビラ作成契約届出書(様式第1号)に当該契約に関する書面の写しを添えて条例第3条の規定により届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公営の確認申請等)

第3条 候補者(前条の規定による届出をした者に限る。以下同じ。)は、条例第4条の規定による確認を受けようとする場合は、ビラ作成枚数確認申請書(様式第2号)により市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に確認の申請をしなければならない。

2 委員会は、前項の申請を確認した場合は、ビラ作成枚数確認書(様式第3号)を候補者に交付するものとする。

(契約業者へのビラ作成枚数確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第2項に規定する確認を受けた場合は、速やかに同項のビラ作成枚数確認書を条例第3条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「契約業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者へのビラ作成証明書の提出)

第5条 候補者は、作成された選挙運動用ビラを受け取った後、ビラ作成証明書(様式第4号)を契

約業者に提出しなければならない。

（請求書の提出）

第6条 契約業者は、条例第4条の請求をしようとする場合は、請求書（ビラの作成）（様式第5号）に第3条第2項のビラ作成枚数確認書及び前条のビラ作成証明書を添えて大和高田市長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので、届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

㊟

大和高田市選挙管理委員会

委員長

殿

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第2号（第3条関係）

ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定により確認を受けたいので、申請します。

年 月 日

大和高田市選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行

選挙

候補者

㊟

記

1 契約年月日

____年 ____月 ____日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数

_____ 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	_____ 枚	_____ 枚
今回の枚数 (b)	_____ 枚	_____ 枚
枚数計 (a) + (b)	_____ 枚	_____ 枚
備 考		

備考

- この申請書は、契約業者ごとに別々に候補者から大和高田市選挙管理委員会へ提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他の契約業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第3号(第3条関係)

確認番号第 _____ 号

ビラ作成枚数確認書

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

____年 ____月 ____日

大和高田市選挙管理委員会委員長



1 _____年 ____月 ____日執行 _____選挙

2 候補者の氏名 _____

3 確認枚数 _____枚

備考

- この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者から契約業者に提出してください。

- 2 この確認書を受領した契約業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、契約業者は、大和高田市に支払を請求することはできません。

様式第4号（第5条関係）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

㊦

記

契約業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、契約業者ごとに別々に作成し、候補者から契約業者に提出してください。
- 2 契約業者が大和高田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、契約業者は、大和高田市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 枚（ 選挙）
 - (2) 限度額 7円51銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

様式第5号（第6条関係）

請 求 書
（ビラの作成）

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、次の金額の支払を請求します。

年 月 日
大和高田市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

㊟

記

1 請求金額 円

2 内訳

作成単価 円 (7円51銭を限度とする)	×	作成枚数 枚 (ビラ作成枚数確認書における確認枚数を限度とする)
-------------------------	---	-------------------------------------

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本・支店名	本・支店
金融機関 コード		支店コード	
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号	
ふりがな			
口座名			

※この請求についての連絡先をご記入ください。

電話番号		事務担当者	
------	--	-------	--

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、大和高田市に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

選挙管理委員会告示第15号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年9月6日

大和高田市選挙管理委員会 委員長 松村 恵由

- 日 時 平成30年9月12日(水) 午前10時00分
- 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 議 案 第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者について
第2号 その他

監査委員

監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、平成29年度出資団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年9月26日

大和高田市監査委員 田中 俊男
同 森本 尚順

第1. 監査の概要

- 1. 監査の対象 大和高田市土地開発公社
平成29年度 出納その他の事務
2. 監査の期間 平成30年7月1日~平成30年7月31日
3. 監査の結果 今回の監査は、平成29年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類について照合、点検及び事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

(注) 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。

第2. 事業の概要

1. 事業の目的

大和高田市土地開発公社(以下「公社」という。)は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等をおこなうことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

なお、公共用地の先行取得として買収した近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理をおこなうため、営業外事業として臨時有料駐車場を開設している。

2. 設立と沿革

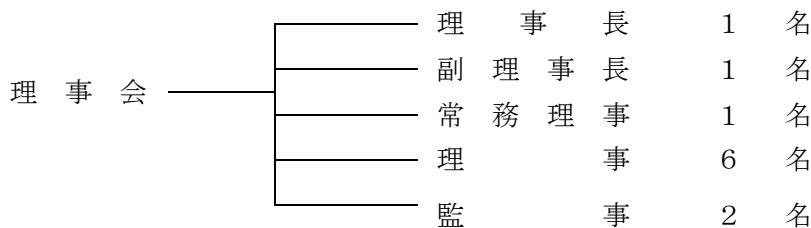
前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高田市開発公社を組織変更して、特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

なお、基本財産500万円は全額大和高田市よりの出資金であり、その事務所は大和高田市役所内に設置されている。

3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は平成30年3月31日現在、大和高田市からの派遣職員5名(5名兼務)をもって構成されている。

(管理組織図)



理事長 — 副理事長 — 常務理事 — 事務局長 — 事務局長補佐 — 庶務係

4. 事業実施状況

平成29年度の事業実施状況は、次のとおりである。

(1) 取得

事業名	面積(m ²)	取得価格(円)	備考
大和高田・当麻線街路事業用地(大字市場)	1,052.56	279,652,266	
合計	1,052.56	279,652,266	

(2) 売却

事業名	面積(m ²)	売却価格(円)	備考
大和高田・当麻線街路事業用地(大字市場)	72.87	5,141,146	
合計	72.87	5,141,146	

第3. 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合し、預金については在高証明書により確認したところ、計数は正確であることが認められた。

第4. 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5. むすび

本年度は、大和高田・当麻線街路事業用地の先行取得及び市による一部買戻しがおこなわれ、その結果、資産残高及び借入金残高の増加となっている。資金調達にあたっては、借入利率の動向に注視し、借入先と十分な協議をおこない、調達コストの低減を図りながら、計画的な都市環境整備に努められたい。

また、長期保有資産については、有効活用と適正な処分について調査・検討を図り、効率的な経営の健全化に努力されたい。

農業委員会

農業委員会告示第8号

大和高田市農業委員会9月定例委員会を次のとおり招集する。

平成30年8月29日

大和高田市農業委員会 会長 今村 平治郎

記

日 時 平成30年9月7日(金) 午後3時

場 所 市役所 3階 東会議室

議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定についての申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計画につい

て

第5号 その他

農業委員会告示第9号

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

平成30年9月26日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

記

- 日時 平成30年10月10日(水) 午後3時
- 場所 市役所 3階 東会議室
- 議案
 - 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
 - 第2号 農地法第4条規定による申請の件
 - 第3号 農地法第5条規定による申請の件
 - 第4号 農地法第18条第6項について通知の件
 - 第5号 農業振興地域の整備に関する法律第13条による計画変更の協議について
 - 第6号 その他

公営企業

上下水道事業告示第18号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成30年9月3日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

業者名	代表者名	所在地
旭住設(株)	安川 裕晶	奈良県御所市618番地

上下水道事業告示第19号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成30年10月1日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

業者名	代表者名	所在地
小原工業(株)	河田 真彰	大阪市住之江区西住之江2-1-8

上下水道事業告示第20号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成30年10月1日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

業者名	代表者名	所在地
(株)サリフホールディングス	栗原 将	東京都渋谷区東1-26-20 東京建物東渋谷ビル12